

町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例

町田市鶴川緑の交流館条例（平成23年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第2条 交流館には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 自転車駐車場</u></p> <p><u>(4) 原動機付自転車等駐車場</u></p> <p><u>(自転車駐車場等を利用できる車両)</u></p> <p>第3条 <u>自転車駐車場及び原動機付自転車等駐車場（以下「自転車駐車場等」という。）を利用できる車両は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 自転車駐車場 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2の自転車</u></p> <p><u>(2) 原動機付自転車等駐車場 道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車及び同法第3条に規定する普通自動二輪車のうち側車付きのもの以外のもの</u></p> <p>(ホール等における事業)</p> <p>第4条 略</p> <p>(ホール等の施設)</p> <p>第5条 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 <u>ホール等及び自転車駐車場等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第7条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行う</u></p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 交流館には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(ホール等における事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(ホール等の施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 <u>ホール等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行う</u></p>

ものとする。

- (1) 略
- (2) 施設等及び自転車駐車場等の利用の承認等に関すること。
- (3) 施設等及び自転車駐車場等の維持管理に関すること。
- (4) 略
(指定管理者の指定等)

第8条 略

2 略

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、ホール等及び自転車駐車場等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) ～ (3) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) ・ (2) 略
- (3) 前条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (4) 略
(開場時間等)

第10条 略

2 自転車駐車場等の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の開場時間又は前項の利用時間（以下「開場時間等」という。）を変更することができる。ただし、指定管理者が開場時間等を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

ものとする。

- (1) 略
- (2) ホール等の利用の承認等に関すること。
- (3) ホール等の維持管理に関すること。
- (4) 略
(指定管理者の指定等)

第7条 略

2 略

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、ホール等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) ～ (3) 略

第8条 削除

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) ・ (2) 略
- (3) 第7条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (4) 略
(開場時間)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。ただし、指定管理者が開場時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

(休場日)

第11条 略

2 略

3 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に自転車駐車場等の休場日を定めることができる。ただし、指定管理者が臨時に休場日を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用料金等)

第14条 略

2 自転車駐車場等を利用する者は、自転車駐車場等の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を自転車駐車場等から自転車、原動機付自転車又は普通自動二輪車（以下「自転車等」という。）を退場させようとするときに支払わなければならない。

3 利用料金及び駐車料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

5 市長は、指定管理者に利用料金及び駐車料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(入場の制限)

第18条 指定管理者は、ホール等及び自転車駐車場等の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、ホール等及び自転車駐車場等の管理上支障があると認められるとき。

(自転車駐車場等における禁止行為)

第22条 何人も、自転車駐車場等において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自転車等の駐車を妨げること。

(休場日)

第11条 略

2 略

(利用料金)

第14条 略

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(入場の制限)

第18条 指定管理者は、ホール等の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、ホール等の管理上支障があると認められるとき。

(2) 自転車駐車場等の施設又は設備を汚損し、又は毀損すること。

(3) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱す行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場等の管理に支障を及ぼす行為

(自転車駐車場等における事故等の免責)

第23条 地震、火災その他の災害又は盗難その他第三者の行為によって自転車駐車場等において生じた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第24条 略

(委任)

第25条 略

別表(第14条関係)

1・2 略

3 駐車料金

施設	単位	駐車料金
自転車駐車場	24時間につき	300円
原動機付自転車等駐車場	24時間につき	450円

(損害賠償)

第22条 略

(委任)

第23条 略

別表(第14条関係)

1・2 略

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。